

平成21年度「規制緩和要望」一覧
 (内閣府の新提案制度(ハトミミ.com「国民の声」)に基づく提案)

22. 2. 17提出

項 目	概 要
I. 地域経済の活性化・中小企業金融の円滑化	
1. 動産譲渡登記等 を取扱う法務局 の複数化【新規】	<p>【要望】中小企業への資金供給手法の一つである動産・債権譲渡担保融資推進の観点から、動産譲渡登記等の指定取扱法務局を複数化し、各都道府県の法務局での申請を可能とされたい。</p> <p>【理由】現在、動産譲渡登記および債権譲渡登記の指定取扱法務局は、東京法務局に限定されているため、登記完了までに時間を要し、申請に不備があった場合に貸出先等との連絡調整が円滑にできなくなっているほか、司法書士への委託費等も負担となっている。</p>
2. 信用保証協会保証付債権の譲渡 に関わる要件の 緩和【継続】	<p>【要望】信用保証協会保証付債権(以下「保証付債権」)を再生ファンド等に譲渡する際の要件に、「銀行が関係者と合意のうえ作成した再生計画」を追加されたい。</p> <p>【理由】「保証付債権」の再生ファンド等への譲渡は一定の要件(注)を満たした場合にのみ認められている。中小企業の場合、銀行主体で作成した計画に基づき再生を行うケースが多く、そのため「保証付債権」を再生ファンド等に譲渡することができず、中小企業の再生が迅速に行われたい事例もみられる。要件が緩和されれば民間主導による企業再生が活発化し、昨年施行された中小企業金融円滑化法の趣旨にも沿うものと考えられる。</p> <p>(注) 譲渡が認められる要件：① 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ② 中小企業再生支援協議会が策定を支援した再建計画 ③ 有責組合が策定を支援した再建計画 ④ 私的整理ガイドラインに基づき成立した再建計画</p>
3. 動産譲渡登記の 公示性の強化 【継続】	<p>【要望】担保目的の動産譲渡登記が、占有改定による先行の譲渡担保に優先するよう、公示性を強化されたい。</p> <p>【理由】金融機関は動産担保融資の取組みを進めている。担保権設定時に占有改定による先行の譲渡担保権の有無を確認することは困難であるため、公示性を高めることにより、動産譲渡登記制度の利用促進が図られ、中小企業金融円滑化にも資すると考えられる。</p>
4. コミットメント ライン契約適用 対象の拡大(みな し利息の適用除 外の追加)【継続】	<p>【要望】コミットメントライン契約に係る手数料が利息制限法および出資法上のみなし利息の適用除外となる対象に中小企業を追加されたい。</p> <p>【理由】中小企業としての資金調達手段の多様化にもつながることから中小企業金融の円滑化を図るうえで有効な手法になる。なお、銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築しており、優越的地位濫用の懸念はないと考えられる。</p>
II. 保 険 窓 販	
1. 銀行の保険窓販 に係る融資先販売 規制の撤廃【継続】	<p>【要望】規制の撤廃。なお、撤廃が難しい場合には、特例地域金融機関に課せられた第三分野保険商品等に関する金額制限を早急に緩和されたい。</p> <p>【理由】顧客が自ら来店のうえ保険加入の意思表示をしても、本規制により申込みを謝絶せざるを得ない場合があり、顧客利便性を阻害している。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、この規制を撤廃しても顧客保護等の観点から問題はないと考える。</p>

項 目	概 要
	<p>なお、地域金融機関は特例を選択することにより、融資先販売規制や担当者分離規制が一部緩和されるものの、保険契約者1人当たりの保険金や給付金について金額制限を受けており顧客利便性が阻害されている。</p>
<p>2. 銀行の保険窓販に係る担当者分離規制の撤廃【継続】</p>	<p>【要望】規制の撤廃。 【理由】顧客にとって身近な行員が保険の活用を含めた資産運用に関する総合的な提案ができず、顧客利便性を阻害している。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築していることから、規制撤廃をしても顧客保護等の観点から問題はないと考える。</p>
<p>3. 保険業法上の非公開情報保護措置の撤廃【継続】</p>	<p>【要望】規制の撤廃。 【理由】銀行以外の代理店（証券会社等）は本規制の対象外であり、公平性を欠くものとする。銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築し、個人情報への厳格な管理に取り組んでいることから、規制撤廃をしても顧客保護等の観点から問題はないと考える。</p>
<p>4. 保険業法上の構成員契約規制からの銀行の除外【継続】</p>	<p>【要望】規制の撤廃。 【理由】本規制は、募集代理店となる企業が自社従業員へ保険販売を行うことを一律に禁止している。これは、過剰な規制であり、従業員からの自発的な申し出等にも対応できないなど顧客利便性を阻害している。また、銀行は監督指針の下、法令遵守に向けた全行的な内部管理態勢を構築している。</p>
<p>Ⅲ. 報告基準・内容の一元化、簡素化等</p>	
<p>1. 不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化【継続】</p>	<p>【要望】不良債権開示については、「金融再生法開示債権」への一元化を図りたい。 【理由】リスク管理債権は、米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点から開示が求められているが、米国一国の基準に拘ることに合理性はないと考えられる。なお、「金融再生法開示債権」の考え方の導入から既に10年が経過しており本指標は定着し、時系列での比較可能性も有すると考えられる。一元化により、預金者の理解促進とともに、二重管理に伴う事務の煩雑さが解消される。</p>
<p>2. 銀行法で定める決算公告の有価証券報告書による代用の容認【継続】</p>	<p>【要望】会社法の決算公告の扱いで認めているものと同様に、銀行法で定める決算公告の代替措置として有価証券報告書の利用を認められたい。 【理由】有価証券報告書は、決算公告で開示する情報を網羅しており、加えて銀行のホームページのほかEDINETでの閲覧も可能であり、入手方法も決算公告に比べ多様性に富み、十分その代替措置となり得る。 また、銀行は、預金者に対して、決算公告以上の情報を盛り込んだディスクロージャー誌の公衆縦覧も義務付けられている一方、保険業法では、有価証券報告書を提出している場合、保険契約者への情報開示である決算公告は義務付けられていない。</p>
<p>3. 決算関係報告書類の見直し【一部継続】</p>	<p>【要望】重複する報告帳票について見直しをされたい。 【理由】銀行監督上求められる決算関係報告書類のうち、連結決算状況表の「主要損益」・「主要勘定」等は、連結業務報告書における報告項目・内容と重複しているので、見直しにより報告事務の簡素化が図られる。</p>

以 上